

## 【 みんなのクレジット社/スカイキャピタル社に関する被害者の会の規約】

### 第一条（名称）

本会は任意団体として位置づけ、その名称を「被害者の会」とする。（以下、本会という）

### 第二条（目的）

本会は、みんなのクレジット社/スカイキャピタル社に投資し被害に遭った個人が抱く共通の問題点を解決するために発足する。具体的活動として、本会のネットワークを活かし訴訟の代表者を選出し強力にサポート、調査機関と共に事件の加害者であるみんなのクレジット社/スカイキャピタル社の詐欺まがいの行為に関して客観的な証拠を見つけ、その事実をPR及び広報活動を行い拡散し、事件を収斂させないことを目的とする。

### 第三条（活動）

本会の活動は次の通りとする。

- (1)訴訟の代表者を選出し、費用負担を含む告訴に関する一連の事柄を支援する。
- (2)民間の調査機関と連携し、当時のみんなのクレジット社の詐欺まがいの行為に関する新たな客観的な証拠を見つけだすためのサポート活動。
- (3)マスメディアに向けて、投資詐欺にあった被害者をテーマとして記者会見及びPR広報活動の実施。
- (4)会員制グループサイトの制作と会員に向けた情報の発信。
- (5)本会会員及び管理組合での会合の呼びかけと主導的役割

### 第四条（事務局）

本会の事務局は代表理事が指定する場所に設置する。

事務局所在地：〒105-0022 東京都港区海岸1-6-1(アセットカフェによるサポート)

### 第五条（組合員）

本会の組合員は、本会の目的に賛同し、入会した個人とする。

### 第六条（入会）

本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書に記入し、本会に申し込むものとする。

### 第七条（賛助金）

本会に入会しようとする者は、賛助金を支払いをもって成立する。なお、賛助金は告訴が受理されない場合でも返金されない。

### 第八条（団体の役員、職務）

本会の運営を円滑に行うため、次の役員を置く。

- (1) 代表理事 1人…本会の代表として、会の運営を統括する。
- (2) 副代表理事 1人…本会の代表理事のサポートを行う。
- (3) 監査役 1人…本会の資金の流れを管理する。
- (4) 相談役 若干名…本会の取り組みや活動についての助言を行う。

#### 第九条（個人情報）

- (1) 本会は各個人・法人が保有する個人情報「氏名、生年月日、住所、被害状況」を適正な方法で収集し、被害者の会の業務において利用目的に適切に使用する。
- (2) 利用目的の業務を外部委託する場合は委託先での個人情報保護法遵守を徹底する。
- (3) 個人情報の管理について管理責任者を明確にして安全管理につとめ、保管情報の正確性を確保し、保存期限を過ぎたデータは情報が漏洩しない様処置して廃棄を行なうこととする。
- (4) 個人情報保護法に定められた公的な要請を除き、事前に本人承認を得ないで個人情報を第三者に提供はしない。
- (5) 本会の保有する個人データに本人から開示、訂正、利用停止等の求めがあった場合は速やかに内容を確認し適切に対応する。

（その他）

この規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、会員相互の理解と誠意ある話し合いによって定める。

以上、規約を理解し本会の会員として活動することを証するために本書を作成し、書名、捺印を行う。

住所

氏名

印

被害者の会 代表理事

住所 東京都港区海岸 1-6-1 被害者の会 管理組合

氏名 小山 数樹



被害者の会 副代表理事

住所 東京都港区海岸 1-6-1 被害者の会 管理組合

氏名 岡本 立也

